

第 2 2 期 第 4 回青森県内水面漁場管理委員会

1 日 時 令和 7 年 7 月 2 5 日（金）午後 1 時 3 0 分～

2 場 所 ウエディングプラザアラスカ 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量 建
	〃	木 村 仁 美
	〃	吉 井 茂 苗
	欠席委員	田 村 早 苗
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長谷川 清
	技師	傳 法 利 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	主 幹	田 澤 亮
	八戸水産事務所 総 括 主 幹	榊 昌 文
	鱒ヶ沢水産事務所 所 長	田 村 直 明
	むつ水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
	産業技術センター 所 長	伊 藤 欣 吾

4 議事の結果

議案第 1 号：ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示について
 原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

ただ今から第22期第4回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会にあたりまして一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、何かと御多忙の中、協議会に引き続き御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案1件、報告事項3件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超えます9名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、今回の議事録署名人といたしまして、佐藤委員と石岡委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題に入ります。

議案第1号「ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料1の1ページ目を御覧ください。

これは、県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文の一部のみ読みあげます。

件名は、ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

本文の方、1段落飛ばしまして、

本県では、青森県漁業調整規則により全長30センチメートル以下のウナギの採捕を禁止しているほか、漁業権を有する漁業協同組合が定めた行使規則及び遊漁規則においても、同様に全長30センチメートル以下のウナギの採捕を禁止するとともに、漁具の規模を制限するなどして資源の繁殖保護を図ってきたところですが、その漁獲量は減少傾向にあることから、さらなる資源管理措置の必要があるものと考えております。

このような中、全国的にもウナギの漁獲量が上位に位置し、県内のウナギの漁獲量の9割以上を占める小川原湖を管理する小川原湖漁業協同組合では、ニホンウナギの保護に向けた協議・検討を重ね、産卵のために海に下るウナギの保護と、市場において安価で取引される小型ウナギの保護を目的とした「小川原湖におけるウナギ資源管理方針」を制定し、本格的な資源保護に向けた取組が実施されているところです。

つきましては、小川原湖で実施される取組の実効性を担保しつつ、他の本県内水面においても、将来にわたってウナギ資源を持続的に利用できるよう、別紙指示案のとおり漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づくニホンウナギ資源の保護を図るための委員会指示を発動してくださるようお願いいたします。

裏面、2ページ目でございますが、依頼内容となっております。

ここに書かれている指示の内容は、これまでと同様でございますが、指示期間のみ年次を1年繰り延べたものとなっております。

次に資料2の方を御覧ください。

これは、委員会指示案でございます。前段のみ読みあげます。

内水面におけるニホンウナギの採捕の制限に係る指示

青森県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、ニホンウナギ資源の保護を図るために、次のとおり指示する。

令和7年〇月〇日

青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

内容につきましては、前年と同じであり、10月1日から翌年5月31日までの採捕の禁止。9月1日から9月30日まで、翌年6月1日から8月31日までの40センチメートル以下の小型魚の採捕の禁止となっており、現在、発動中の委員会指示を1年更新する内容となっております。

次に参考資料の方を御覧ください。

これは、水産庁が毎年作成しておる内水面漁業養殖業を巡る状況でございます。

ウナギ資源の保護につきましては、15ページの方に記載されております。

ここに内水面漁業でウナギ漁業におけるウナギ資源の保護をしているものを一覧と

して載せております。

現在、11県が委員会指示によってウナギの採捕禁止期間を設定しており、16都府県において自主的な取組として保護を行っているという状況でございます。従って、資源保護を行っているのは27都府県となっております。

事務局からの説明は以上でございますが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認の方をお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

濱田会長

今、局長の方から資料1について説明いたしました。

前後の内水面のウナギについては、長谷長官時代に基本構想、私が前会長時代に決定した経緯がありますけど、今現在、全国は27、局長からもあったとおり、27がこの基本構想等を踏まえて、今、流れが出ております。

先般、水産庁の部長、今、次長になりましたけど、田嶋次長さんと課長さんと協議しながら段取りさせていただきました。青森県については、内水面の伊藤所長さん、おいでになっておりますが、ウナギの小川原湖で試験をさせていただいております。いろんな面で県の方にもお世話をかけますけど、よろしくお願いいたします。

県から何か補足等があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

濱田会長

お願いします。

水産振興課 野月副参事

議案第1号につきましては、県の方からの補足の説明はございません。引き続き、御審議の方、よろしくお願いいたします。

濱田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して発言するようお願いいたします。

御意見はございませんか。

それでは、御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

濱田会長

異議ないようですので、議案第1号「ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示について」は、議案どおり決定し、委員会指示を発動することにいたします。

なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

次に報告事項に入ります。

報告事項「令和7年度年間計画について」事務局から報告願います。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長

三橋事務局長

それでは、令和7年度始まって3か月ほど経っておりますが、今回の委員会が年度最初の委員会となりますので、報告させていただきます。

それでは、報告事項①の資料を御覧ください。

表の方、縦に3列となっておりますが、一番右が内水面漁場管理委員会となっております。今年度、年間で委員会の方、2回予定しております。

これは、委員会指示の議案のためで、漁業管理グループと現時点ですり合わせしたものです。また、1月、それから2月には、令和8年度の増殖計画を定めるための増殖計画策定部会、委員協議会も開催する予定となっております。

以上に加えまして、栽培資源管理グループからの諮問や報告などが、あった場合、場合によっては、緊急に開催することもあるかもしれませんが、現時点での予定は表のとおりとなっております。説明は以上でございます。

濱田会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

他に御質問等ありませんか。

それでは、報告事項「令和7年度農林水産関係職員の配置について」事務局から報告願います。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長

三橋事務局長

それでは、報告事項②の資料を御覧ください。

令和7年度の県農林水産部のメンバーとなっておりますが、農林水産部長及び農林水産部次長は、昨年、令和6年度から変更ございません。

水産局でございますが、種市正之氏が水産局長に

石戸義人氏が水産振興課長に

清藤真樹氏が水産振興課長代理に異動となりました。

漁業漁場整備課は、吉澤寿規氏が漁港漁場整備課長に異動となっております。

その他は資料のとおりとなっておりますので、後ほど御覧ください。

事務局からの説明は以上でございます。

濱田会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

他に御質問はありませんか。

それでは、報告事項「全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度通常総会の概要について」事務局から報告いたします。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、報告事項③の資料を御覧ください。

令和7年5月30日に全国内水面漁場管理委員会連合会の令和7年度通常総会が東京のTKPガーデンシティ御茶ノ水で開催され、濱田会長と私の方で出席いたしました。

議事についてですが、まず議案第1号といたしまして、令和6年度事業報告、収支

決算及び剰余金処分案が付され、原案どおり決議されました。

令和6年度の決算額ですが、収入が2,559万円余、支出が611万3千円余となり、剰余金は1,947万7千円余で、剰余金につきましては、全額、令和7年度に繰り越すこととなっております。

次に議案第2号として、令和7年度事業計画及び収支予算案が付され、これも原案どおり決議されました。

令和7年度予算額としては、収入が2,390万7千円余、支出は予備費1,684万4千円余を含み、2,390万7千円余となっております。

議案第3号として、令和7年度提案書案ということで、これも原案どおり決議となっております。

2ページ以降が、決議となった提案書となっておりますので、後ほど、御覧いただければと思います。

なお、提案活動の方は、全内関連の方で令和7年7月1日に水産庁ほか、関係省庁に対して実施されたということでございます。

説明の方は以上です。

濱田会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問がありましたらお願いします。

他に御質問、ありませんか。

暑くて元気がないな。

ありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

それでは、議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第22期第4回青森県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

会議終了 午後1時55分